Щ 梨 県 公 報 第二千五百九十二号 平成二十八年三月三十一日

工業包装 なし なし

実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験基礎一級及び基礎二級の検定職種のうち前期又は後期の期間に関わらずに随時」基礎一級及び基礎二級 欄に掲げる科目とする。 又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下

電気機器組立て   回転電	電子機器組立て	ガイカストなし	機械検査    なし	仕上げ 治工	工場板金	建築板金 内外	鉄工	金属プレス加工となり	機械加工  法  法	鋳造 鋳鉄	検定職種
立て法(配電盤・制御盤組立回転電機組立て法)変圧器組				機械組立仕上げ法・金型仕上げ		内外装板金施工法			法 マシニングセンタ加工法 かかれて アライス盤加工法 フライス盤加工	鋳鉄鋳物鋳造作業法	学科試験の選択科目
立て作業・配電盤・制御盤組立回転電機組立て作業・変圧器組	なし	作業 ロールドチャンバダイカスト作業	なし	作業の機械組立仕上げ作業の出土に	なし	内外装板金作業	なし	なし	グセンタ作業 マシニン 業 フライス盤作業 数値制御旋盤作	鋳鉄鋳物鋳造作業	実技試験の選択科目

製造 段ボール箱 印刷箱		ク成形	ク成形	ク 成 形	ク 成 形	ク成形	ク成形	
	段ボール箱製造法・貼箱製造法・	形 ル 親 法 製 表 射	工     形     ル製       法     法     箱       基     製	エ   形   ル製     法   法   箱造     日   製 法     石   射   造	エ   T   形   ル製     法   法   箱造   			
	箱製造作業 日ボール 作業 貼箱製造作業 印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱	成形作業制出	加工作業 相打抜き作業 貼箱製造作業 射出	加	加	加 加 工 に に に に に に に に に に に に に	加	

Щ
梨
県
公
報
тіл
第
〒
뉦
一千五百九十
갂
느
号
平成
丛
$\overline{+}$
八年
生
月
三十
—
日

		なし		なし	工業包装	
	1	鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業建築塗装作業 金属塗装作業	噴霧塗装法 鋼	<b>た</b>	<b>塗</b>	
3		なし		なし	表装	
		なし		なし	サッシ施工	
		なし		なし	熱絶縁施工	
2		作業 カーペット系床仕上げ工事 プラスチック系床仕上げ工事作	工法 カーペット系床仕上げ施工 ガラスチック系床仕上げ施工 ポ	工法 プラスエ	内装仕上げ施工	
		なし		なし	防水施工	
		なし		なし	鉄筋施工	
		なし		なし	型枠施工	
2		建築配管作業		建築配管施工法	配管	

#### 2 受検資格

1に掲げる随時実施の三級試験については、当該検定職種に係る基礎一級又は基

礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

## 試験の方法

実技試験及び学科試験

#### Ξ 日程等

## 実技試験

## 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

## 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

## 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

## $(\Xi)$

## 学科試験

## 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

## 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

受検申請の手続

# 提出書類 技能検定受検申請書

2 試験手数料 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## 実技試験

一万七千九百円

### 学科試験

## 三千百円

3 は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、 という。) に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」

請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

申

受付期間

#### 随時

5 提出先

職業能力開発協会 (電話〇五五 二四三 四九一六) 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県

#### 6 その他

- を貼り付けたもの)を同封すること。 と朱書し、返信用封筒 (角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円分の切手 請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で交付する。なお、申
- 在中」と朱書すること。なお、 証する書面を同封すること。 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 試験の免除を受けようとするときは、その資格を

#### 五 合格発表等

## 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

六 その他 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

2

日以降にあっては、山梨県産業労働部産業人材育成課)又は山梨県職業能力開発協会 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課 (平成二十八年四月一

に問い合わせること。

国土調査の成果の認証

国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、次のとお

り国土調査の成果を認証した。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤

斎

調査を行った者の名称

甲斐市及び身延町

=

調査を行った時期

甲斐市 平成二十五年五月二十三日から平成二十六年十月二十二日まで

身延町 平成二十四年四月十六日から平成二十六年九月十日まで

Ξ 成果の名称

調査を行った地域 地籍図及び地籍簿

四

甲斐市亀沢の一部

身延町夜子沢及び切石の各一部

認証年月日

五

平成二十八年三月二十四日

農用地利用配分計画の認可

•

の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定によ 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成二十五年法律第百一号) 第十八条第一項

ıλ 公告する。

平成二十八年三月三十一日

農用地利用配分計画

山梨県知事 後

斎

藤

飯窪	八巻	新奥	塾マルニ	水上	組合法人	金井	長谷川	古矢	小林	加々美	氏名又	賃借
拓也	珍 男	長 生	塾マルニ有限会社営農	初雄	組合法人	文雄	省	昌	英 樹	功	氏名又は名称	権の設定
南アルプス市	韮崎市	韮崎市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	在する市区町村居住し、又は所	賃借権の設定等を受ける者
南アルプス市和泉字出道	原四千七百二番外二筆北杜市大泉町西井出字東	筆坂下千六百四十八番外一韮崎市大草町上條東割字	泉八百十番外三筆甲州市勝沼町等々力字小	百十五番山梨市北字東神ノ木千四	九百七十二番一外一筆山梨市万力字相干場二千	百五十番一外二筆山梨市七日市場字向田三	二十五番山梨市上栗原字掘田五百	十五番一十五番一	一番十外二筆	十六番一外六筆山梨市南字コブケ三百七	所在	賃借権の設定等を受ける土地
二、七〇八	五、〇〇一	一、八九七	二、一五六	一、七〇九	八皇	九 三 三	- 、 〇四 -	一、三九九		一、六六二	面積(平方メートル)	を受ける土地

山 梨 県 公 報 第二千五百九十二号 平成二十八年三月三十一日

		,_							,						ulant-				
		佐 藤			石 井	I	]	枚	7,	中島	<u> </u>	ī	上田		和 谷			小 林	
		寛			健 太 郎		_	E).	Z L	久	信	Ē	勝		— 行			仁	
		南アルプス			南アルプス	百 <b>人</b>	有アレプス	南ブルフス	7	南アルプス	南アルファ	可ァレプス	南アルプス		南アルプス			南アルプス	
<del></del>				市												<i>l</i>	=		<u></u>
有アレプス市「ヨ・アトラー	外一筆外一筆	アく見て「国コーニ語学アルプス市飯野新田字」	ノ割千百七十四番外三筆	Rアルプス市野牛島字三 	/割千百七十九番外一筆  アルプス市野牛島字三	一三百四十三番一	ラレプス庁与日子大声	三百四十三番	17 ノポスラー 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	開アルプス市飯野字三宮 である。		ラレプスラニシ収方を	増上九百一番外三筆 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7塚百十七番外五筆	アルプス市上八田字二	7木八百二番二 一門フリンプ市在家塚宇神	ラレプスラE尼家を申	院四百三十三番 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四百八十五番一外一筆
= \ L= L=		五五九		一、五六一	_ _ _ _ _					二、六六三	ナモ	l		1		<u>/</u> <del>З</del>	\	一、七八七	
	岩間常雄			業協同組合	農産			田川桐彦			高森 隆司			大和田貞二		新津雄大			
	笛吹市	自門	育欠	里 表				北杜市			北杜市		北杜市	北杜市		南アルプス市			
三百匹番二外一筆	笛吹市石和町広瀬字前田	九百六十四番一	6次方177万镇学中丁	十一番 中央市成島字二又七百七	下五百六十七番外二筆		本外二章 水外二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	北杜市大泉町西井出字大	前千三百一番外八筆北杜市高根町箕輪字海道		型三千八百三十番小七筆 北杜市高根町下黒沢字泥  	千三百四十三番一外八筆	北杜市小淵沢町字上根山	井出千六百二十番外四筆	原刊プイナ番ー	原ニ マール番ー 南アルプス市江原字中河	千九百五十九番外五筆	南アルプス市有野字古中	第 第 千七百四十五番一外五
	一、九九三			一、一七六		=	•	三、五五五			六、一三九		一三、二五四	七、九七八		八八五			
		三百四番二外一筆三百四番二外一筆一	南アルプス市 南アルプス市飯野新田字 五五九 岩間 常雄 笛吹市 笛吹市石和町広瀬字前田 一、二ノ水門千二百四十二番 岩間 常雄 笛吹市 笛吹市石和町広瀬字前田 一、九百六十四番一	第 中アルプス市       南アルプス市飯野新田字       五五九       岩間 常雄 笛吹市 笛吹市石和町広瀬字仲町 台吹市石和町広瀬字仲町 日、 八割千百七十四番外三筆       会木 茂秀 笛吹市 笛吹市石和町広瀬字仲町 日、 八百六十四番 日、 八百二十四番 日、	寛 南アルプス市 南アルプス市野牛島字三       一、五六一       当間 常雄 笛吹市 田下山西州三瀬字前田 日本	健太郎       南アルプス市       南アルプス市野牛島字三       一、二一三       書館       当計百七十九番外一筆       本門・石和町広瀬字仲町       本門・石和町広瀬字仲町       本門・石和町広瀬字仲町       本門・石和町広瀬字仲町       本門・石和町広瀬字仲町       本門・石和町広瀬字仲町       本門・石和町広瀬字仲町       本門・石和町広瀬字中町       本門・石和町広瀬字中町       本門・石和町広瀬字中町       本門・石和町広瀬字中町       本門・石和町広瀬字中町       本門・石和町広瀬字中町       本門・石和町広瀬字中町       本門・石和町広瀬字中町       本門・石田町・工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	寛       南アルプス市       東アルプス市野牛島字三       一、二一三       大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	中国	寛       南アルブス市       中アルブス市吉田字大草       ー、二二三       一、二二三       村上百四十三番ー       一、二二三       村上百四十三番ー       村上百四十三番ー       一、二二三       村上百四十三番ー       村上百四十三番ー       一、二二三       村上百四十三番ー       村上百四十三番ー       一、二二三       村上百四十三番ー       一、二二三       村上百四十三番ー       一、二二三       村上番外二筆       一、十一番       十一番       十一番       十一番       十一番       一、六十二番」       一、四番二十二番」       一、四番二十二番」       一、四番二十二番」       一、四番二十二番」       一、四番二十二番」       一、四番二十二番」       一、四番二十二番」       一、四番二十二番」       一、四番二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	マー	(人)       南アルブス市       南アルブス市 大型 (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (大型) (	(日) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(自正 南アルブス市 南アルブス市野牛島字三 「、二二三   和	南アルブス市   市   和州   和州   和州   和州   和州   和州   和州	寛       南アルブス市       南アルブス市上今諏訪字       一、四六三       一、四六三       一、四六三       小栗 優玄       北杜市       北杜市八百二十番外四筆       一、四六三       一、九百一十五番外二筆       一、二二三       一、二二三       一、二二三       一、二二三       一、二二三       一、二二三       一、二二三       一、九百一十五番外二筆       一、二二三       一、二二三       一、二二三       一、二二三       一、二二三       一、九百二十五番外二筆       一、二二三       一、二二三       一、九百二十五番外二筆       一、二二三       一、二二三       一、九百二十五番外二筆       一、二二二三       一、九百二十五番外二筆       一、二二三       一、九百二十五番外二筆       一、九百二十五番外二筆       一、九百二十五番外二筆       一、二二二二       一、九百二十五番外二筆       一、二二二二       一、九百二十五番外二筆       一、九百二十五番外二筆       一、九百二十五番外二筆       一、九百二十五番外二筆       一、九百二十五番外二筆       一、二二二二二       一、九百二十五番外二筆       一、九五百二十五番外二筆       一、九五百二十五番外二筆       一、九五百二十五番外二筆       一、九五百二十五番外二筆       一、二二二二二       一、九五百二十五番八十五番       一、二二二二二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	1	1	一行   南アルブス市   本社市   和州   和邦   北社市   和州   和邦   北社市   和州   和邦   北社市   和州   和州   和州   和邦   北社市   和州   和州   和州   和州   和州   和州   和州   和	「一行   南アルブス市   南市   市   市   市   市   市   市   市   市

使収用用	二、六四六	甲州市勝沼町上岩崎字上	甲州市	株式会社理想	株
四三事山事	五、一四九	九百六十五番一外七筆甲州市勝沼町中原字立石	甲 州 市	うばたけ	う有
	一、二四四	西二千五十二番外二筆甲州市塩山三日市場字村	州市	壽男	小澤
直都 · ·	一、四九六	堀千八百七十一番甲州市塩山三日市場字上	州市	理子	竹田
六 菲	七九〇	前三百八十六番笛吹市御坂町成田字宮ノ			
●   平崎   ボ	四、九五五	地百二十六番外四筆	笛吹市	園株式会社まるしょう農	園ま
二る。)郷司	一、三〇八	畑五千二百三十五番	笛吹市	リトップ株式会社あぐ	り株
¥ "i	五 二 五 二	千四十四番一外九筆	笛吹市	藤	齊藤
項 - デ	三、三五〇	千十五番一外四筆笛吹市八代町北字狐塚二	笛吹市	井 貴 広	石井
大 式 to	九〇六	四百二十九番留吹市一宮町金沢字金山	笛吹市	吉 至 光	里吉
	二 二 八	田二百八十八番一外五筆笛吹市御坂町上黒駒字前	笛吹市	潤	小澤
内 <u></u>	一、七〇九	千百九十七番外一筆笛吹市御坂町成田字出口	笛吹市	原 義 雄	埴原
早 園	一、九八二	地二百二十九番外一筆	笛吹市	井剛宏	筒 井

四、五〇四	新井九百三十一番外二筆北杜市高根町東井出字大	千葉県君津市	須藤久雄
五、一五六	番三外十一筆南都留郡鳴沢村字的場一	南巨摩郡身延町	赤池良久
五、五六七	百十八番外七筆中央市井之口字今川千二	中央市	式会社をとみ農園株
一、二四四	田三百二十八番一山梨市牧丘町窪平字東仲	甲州市	内田良幸
=; 0 = =	九百三番外八筆甲州市勝沼町休息字平池	甲州市	早川重輝
	駒井千九百三十番外四筆		園

細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供す

可年月日 成二十八年三月二十五日

崎都市計画道路事業の施行について

の規定により、次のとおり公告する。 都市計画道路事業の施行について、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六

成二十八年三月三十一日

山梨県知事

後

藤

斎

市計画の種類及び名称

崎都市計画道路事業三・四・一号 滝坂下今井線

行者の名称

務所の所在地

梨県甲府市貢川二丁目一番八号(中北建設事務所)

業地の所在

用の部分 変更なし

用の部分 なし

• 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十八年三月三十一日

後 藤

山梨県知事

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

九の五、一四六〇の三及び一四六〇の五の区域 南都留郡山中湖村山中字梁尻一四四五の一、一四五四の二、一四五四の六、一四五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県浦安市富士見三丁目十番五号 株式会社 ジェイエスティ 代表取締役 穎

Ш 秀敏

#### 企 業 局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

のように改正する。 山梨県企業局財務規程 (昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次

第二十六条第四項の次に次の一項を加える。

関係書類を審査しなければならない。 企業出納員は、前項の規定により調定伺い又は調定減額伺いの送付を受けたときは、

第三十三条第二項を次のように改める。

票を発行しなければならない。 前項による欠損は、欠損となった額、 理由等を明記した根拠種類に基づいて振替伝

第三十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる勘定科目に係る経費 (第八号から第十三号ま 為の伺いを省略することができる。 でに掲げる勘定科目にあっては、別に定めるものに限る。) については、支出負担行

預り税金

諸預り金

Ξ 給料

手当等

Щ

梨

県 公 報 第二千五百九十二号 平成二十八年三月三十一日

法定福利費

報酬

賃金

消耗品費

養成費

斎

旅費

通信運搬費

十二 負担金及び分担金

士 雑費

第百八条の次に次の一条を加える。

(報告セグメントの区分)

第百八条の二(電気事業会計における地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令 第七十三号。以下「府令」という。) 第四十条第一項に規定する報告セグメントの区

分は、次に掲げるとおりとする。

水力発電事業

二 太陽光発電事業

第百九条第一項中「前三条」を「第百七条から前条まで」に、「そのつど」を「その

都度」に改める。

第百二十三条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による書類を作成するときは、第百八条の二を準用する。

第七号様式を次のように改める。

2

第7号様式(第8条関係)

# 固定資産台帳

	Г		Т	) In					_	П	供口	産	Kent						
年月日	良如以及	残存価額 當扣限座額	年間償却額	長期前受金調整額	長期前受金	帳簿原価				記錄	資産	飾		頂	樉	区分	五五	な井及	会計
摘要	fix.	東南	額	整額	金	_ <del></del>									-				
数量					,									,					
帳簿原価 金額	<b></b>	<b>警</b> 径	管種						財源内訳							費用内訳			資産番号
減値																	DIALAB	13.	
減価償却額																			
償却累計額				*							. ا								
帳簿価額			1. 治	##		市町村	交付金	工事名	償却率	耐用年数	種別コード	償却方法	開始年度	開始区分	原価区分	償却区分			
価額																	原因	取得日	
長期前受金									原価部門	共同区分			烟	齒				年	
長期前受金戻入						業												月日	
入 長期前受金 収益化累計額									事業	水系区分							行政財産目的外使用	損害保険加入	所属
· 領 長期前受金残高										<b>分</b>							)外使用	为人	
 備光																			

二三五	平成二十八年三月三十一日	第二千五百九十二号	山梨県公報
	次のように改める。	第二十三号様式から第二十五号様式までを次のように改める。	第二十三号様式か

山梨

県 公 報

第23号標	<b></b> (武	第13条関	(係)												
又入伝	票										伝票番-	号			
会計	ŀ						年度			決裁区	分				
収納	日				決裁	<b></b>				所属					
総務課	長	補佐						課」	員					奢	香
課(所)	)長	補佐(次	長)					課」	<u>員</u>					主	任者
予算区	分							調定番	号			并	内通番号		
予算	算科	∃						消費	<b></b>	区分					
款															
項							246.4								
目															
節								<u> </u>							
細節													7		
	勘定	[科目・信	<b></b>						勘兌	定科目・	貸方				
款								款							
項								項							
目								目							
節								節							
細節							-	細節							
								J		税	抜合計額	百			
収	入合	計額							ш						
				_					円	<b>消貨型</b>	说等相当	観計			
<b>#</b>															
債 権															
権債務者															
者															
1.5															
丰名															
带考															
														企業出	納員

第24号様式(第	第13条関係)							
支出伝票						位	票番号	
会計			年度		ì	决裁区分		
起票日		決裁日				所属		
総務課長	補佐			課員	1			 審査
課(所)長 衤	補佐(次長)			課員	1			 主任者
予算区分	-	確定人	.力番号	201/ ##	1 141	<del>-</del> /\	支払日	
予算科目 				消費	祝	<b>丛分</b>		 -
款				節				 
項				細節				 
# 400 0	/#			せいさい		<i>(+</i> :+		
勘定科目・	借力			勘定科	日	• 買力		 
款				款				 
項				項				 
節				節				
細節			-	細節				 
小山 民口				小田区口	Т	税抜額		 · -
支払	金額			円	1		*** +n \V #=	
						/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	等相当額	 F
/ <del>=</del>								
債権 債務 者								
債   務								
者								
件名								
備考								
								企業出納員
								11/11/11/11/11

山梨

県 公 報

25号様式(第13条関係)					
替伝票				伝票番号	
会計		年度		元伝票番号	
起票日	決裁日			決裁区分	
総務課長 補佐			課員		審査
課(所)長 補佐(次長)	///		課員		主任者
所属・借方			所属・1	貸方	
予算区分・借方			予算区分	子・貸方	
予算科目・借方			予算科目	・貸方	
款		-	款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
勘定科目・借方	****		勘定科目	・貸方	
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節	<∀ □ /\	
消費税区分				税区分	
税抜額		円	税抜	額	円
消費税等相当額		円	消費	税等相当額	円
振	<b>基金額</b>			円	
E .					
表现 在里 春风 女力 之 1					
i i					
件名					
備 考					

	_
山梨県	第二十八号
公報	一様式及び第
第二千五百九十二号	第二十八号様式及び第二十八号様式の二を次のように改める。
平成二十八年三月三十一日	へのように改める。
- 日	
三三九	

山梨

県公報

第28号様式	(第26条関係	<u>(</u>									3/4gs
調定伺い							伝票額	<b>备号</b>			
会計				年度		ě	央裁区分				
起票日			決裁日				所属				
管理者	次長	総務課長	補佐				課員				審査
局長	技監	課(所)長	補佐(次長)				課員				主任者
予算区分					元伝票	番号	-			内訳No.	
予算科	目				消費	費税▷	区分				
款											
項											
目											
節											
細節									<b>1</b>		
勘定	科目・借方					勘定	科目・貸	方			
款					款						
項					項						
目					目				****		
節					節						
細節					細節						
				-							
<b>∧</b> ⇒1	力力						税抜行	合計額			
合計	· 額					円	消費税等	相当額計			
債											
債権債務者											
務   者											
件名											
備考											
										企	業出納員

第28号	様式0	り2(第26約	条関係)									
調定減	額伺い	, \						伝票都	<b>备号</b>			
会計	+				年度		決	裁区分				
起票	日			決裁日				所属				
管理	者	次長	総務課長	: 補佐				課員				審査
局長	ŧ	技監	課(所)長	補佐(次長)				課員				主任者
予算፟፟፟፟፟	区分					元伝票	番号				内訳No.	
予	算科目	3				消費	<b>身税区</b>	分				
款												
項						1						
月						1						
節						1						
細節	1					1						
	勘定	三科目・信	吉方				勘定和	斗目・貸	 方			
款	T					款						
項						項						
目						目						
節						節					-	
細節						細節						
7/424	-											
<u> </u>											-	
									A =1 der			
当初	調定で	合計額					円		合計額			円
								税抜行	合計額			円
減額	合計	十金額					円	消費税等	相当額計	<u> </u>		円
建												
債権債務者												
(槓   (務												
者												
 件名												
備考												
											企	業出納員

第三十七号様式の二を次のように改める。	山梨 晨 公 报 第二千五百九十二号
以 方二十 / 全三月三十 - E	P. 戈二十 \ 再三引三十一 l
_ _ _ _	

	の2(第43条	<b>)</b>							1	 		
い入伺い				T T			伝票額	<b>┢号</b> 	<u> </u>			
会計				年度		Ð	表裁区分					
起票日			決裁日				所属				· ·	
管理者	次長	総務課長	補佐				課員			 ,	1	<b>译</b> 查
		:										
										 	<u> </u>	
局長	技監	課(所)長	補佐(次長)				課員					任者
予算区分					元伝票	番号				内訳	No.	
予算科	目				消費	₿税区	分					
款												
項												
目												
節												
細節												
	定科目・借力	方				勘定	科目・貸	—— 方				
款					款							
項					項							
目					目					 		
節					節				.,			
細節					細節							
ПДП					77721					 		
	A+***								-,	 		
					1							
A =1	ator.						税抜行	合計額				Р
合計	額					円	消費税等	相当額	頁計			Р
債												
<b>債権債務者</b>												
務												
者												
 牛名												
<b></b>												
										Г		
											企業出	出納員

第四十三年 村田の二を火のようにひめる	四十三号様式の二	山 梨 県 公 報 第二千五百九十二号
		平成二十八年三月三十一日
		二四四

第43号様式の2	2(第72条	関係)									···	
物品(修繕)要	求書						伝票都	番号				
会計			年度		ì	决裁区分				·		
起票日			決裁日			所属						
火の物品(修綿			, [			300 🖂					т_	ナバコ
課長	補佐	物品取扱員	i			課員						主任者
 次の物品を購	ス (修繕)	   アトスト	1/14/7									
課(所)長補						課員						主任者
予算科目					予算	草区分						
款					細節	T	I				<del></del>	
項	1 100		***************************************									
目												
節												
執行	亍予定合訂	十額	-			円	予算	陳度智	領			
契約方法					随意契	約の理由						
————— 件 名							1					
納入場所										,		
納期												
											企	業出納」
備考												
たの 畑 日 の 畦	7. (/女/羊))	このいては	却幼	検収が終了し	士」た							
企業出納員物			課員		主任者	- 決定	金額					
							(抜)					
·						消	費税					
供給者名						契約	J金額					
					1							
次の物品に <sup>・</sup> とを確認しま	ついて検査	物品検収― 査し、契約 <i>0</i>		納入されたこ	次(	の物品を受		か品受行 した。	<b>滇</b> ─•氵	Ĭ.		
		年	月	日				年	Ē	月	日	
				印	15/1	品取扱者						印
検収者				—————————————————————————————————————	] [ 1901							, 14

忌表中「地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。)」や「府令」に 改める。

| 凤表「電気事業会計勘定科目表」の「費用」の表中、「定期健康診断費」を「定期健康診断費等」に改める。

」の「費用」の表中「健康診断費」を「健康診断費等」に改める。

#### 附則

(施行期日)

- この規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

事業年度については、なお従前の例による。 百二十三条の規定は、平成二十八年度の事業年度から適用し、平成二十七年度以前の2 第一条の規定による改正後の山梨県企業局財務規程第百八条の二、第百九条及び第

# 山梨県企業局管理規程第二号

平成二十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

のように改正する。 山梨県企業局被服貸与規程(昭和四十年山梨県企業局管理規程第十一号)の一部を次

第七条及び第八条第二項中「局長」を「所属長」に改める。第三条第一項及び第六条中「所属長を経て」を削り、「局長」を「所属長」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式

所属 長 殿

被服貸与申請

畊

擬

氏名

丑

平

田

Ш

貸与被服名

回

上記物品を貸与願いたいので申請します。

二四七	第二千五百九十二号 平成二十八年三月三十一日	山 梨 県 公 報 第二千五百
上記のとおり滅失又はき損したので再貸与願いたく申請します。		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
滅失又はき損年月日		
1 同		
1 貸与被服名		
被服再貸与申請書		
職氏名		
所属 長 殿		
年 月 日		
第3号様式	<b>ଡ</b> °	第三号様式を次のとおり改める。

1

Ш

#### 附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 教育委員会

# 山梨県教育委員会規則第五号

設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

員長 長 田 由布紀

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の

職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

設置に関する規則の一部改正)(山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の

ように改正する。の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次の第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員

体推進監」を加え、同条第七号を削り、第八号から第十五号までを一条ずつ繰り上げ、第二条第三号中「理事」の下に「、教育監」を、「高校教育指導監」の下に「、国

同条第十六号を削り、第十七号を第十五号とする。

導監」の下に「、国体推進監」を加え、同表県総合教育センターの項中「研修主事」別表第一県教育委員会事務局の項中「理事」の下に「、教育監」を、「高校教育指

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)を「指導主事」に改め、「研修助手」を削る。

第二条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「教育指導部」を「研修指導部」に改める。

別表教育指導部の項中「教育指導部」を「研修指導部」に改める。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

のように改正する。 第三条 山梨県教育庁組織規則 (昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次

第四条の二の表中高校教育課の項の次に次のように加える。

## スポー ツ健康課

### 国体推進室

第八条第十二号及び第九条第十一号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第十一条第十六号を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

(国体推進室)

学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。 第十三条の二 国体推進室においては、国民体育大会の開催及び招致並びに全国高等

第二十一条第二項中「理事」の下に「、教育監」を加える。

第二十二条第二項中「本庁の課」の下に「又は課内室」を、「高校教育指導監」の

附則

下に「、国体推進監」を加える。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 山梨県教育委員会規則第六号

山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

員長 長 田 由布紀

山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則

(趣旨

いう。)の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。教育委員会が行う同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「職員」と百六十二号)第四十四条の規定に基づき、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第

(人事評価の目的)

事管理の基礎とするとともに、人材の育成を図り、もって学校組織の活性化に資する第二条 人事評価は、職員の能力及び業績を客観的かつ公正に評価することにより、人

ことを目的とする。

対象者

山梨県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が別に定める者を除く。第三条 人事評価の対象となる者は、基準日に在職するすべての職員とする。ただし、

(方法)

Щ